

24年度は1273件 情報公開制度など 利用状況まとめ

市は、平成24年度中の情報公開制度と個人情報保護制度の利用状況をまとめました＝下表参照。

両制度は、一定の制限がありますが、「市民参加による開かれた市政」を推進するため、市の公文書を市民の皆さんの請求に応じて公開したり、市の保有する個人情報を本人が見たり訂正したりすることができるものです。

両制度の請求件数の合計は1273件(前年度1333件)でした。

問合せは情報公開課(0798・35・3774)へ。

	23年度	24年度
公文書公開請求数	732	613
公開の決定	259	188
部分公開(個人情報等除く)	401	369
非公開	5	7
文書の不存在等	67	49
個人情報開示等請求数	601	660
開示の決定	549	618
部分公開(第三者情報等除く)	11	22
非開示	0	5
文書の不存在等	41	13
自己情報の訂正等	0	2
両制度の合計	1333	1273

※情報公開制度で6件、個人情報保護制度で8件の不服申し立て(異議申し立て)がありました。このうち、9件について情報公開・個人情報保護審査会に諮問があり、現時点で審査が終わって答申が出されたものが2件、審査中が6件、審査開始待ちが1件となっています
※市のホームページ(市政情報→情報の公開)に両制度の年度別利用状況を掲載しています

※後期高齢者医療制度での医療における減額認定該当者へ。
(0798・35・3120)

高額療養費の自己負担限度額

区分	1カ月あたりの自己負担限度額	
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位)
70歳未満	上位所得者(※1)	15万円(総医療費が50万円を超えた場合、その超えた分の1%を加算)
	一般	8万1000円(総医療費が26万7000円を超えた場合、その超えた分の1%を加算)
	住民税非課税世帯	3万5400円

区分	1カ月あたりの自己負担限度額	
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位)
70歳～74歳	現役並み所得者(※2)	4万4400円
	一般	1万2000円
	住民税非課税世帯	8000円
区分Ⅱ(※3)	2万4600円	1万5000円
区分Ⅰ(※3)	8000円	1万5000円

(※1)…基礎控除後の総所得金額等が600万円を超える世帯または所得不明者のいる世帯
(※2)…同一世帯内に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上の国民健康保険被保険者の収入の合計が2人以上の場合は520万円未満、1人の場合は383万円未満であると申請した場合は「一般」と同様になります
(※3)…同一世帯の世帯主および国民健康保険被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人

国民健康保険「限度額適用認定証」、「標準負担額減額認定証」 交付申請をお忘れなく

国民健康保険の「限度額適用認定証」、「標準負担額減額認定証」の有効期限は1年間(8月～翌年7月)です。

は、高齢者医療保険課(0798・35・3154)へ
限度額適用認定証
窓口負担を自己負担限度額内に

引き続き認定証が必要な人は、8月1日以降に国民健康保険課(市役所本庁舎1階)、各支所で交付申請をしてください(ただし、標準負担額減額認定証については市民税非課税世帯が対象です)。
手続きには認定証が必要な人の国民健康保険証のほか、手続きする人の本人確認書類(保険証、免許証など)が必要です。

標準負担額減額認定証

高額な療養を受けるときに、国民健康保険証と「限度額適用認定証」を医療機関等に提示すると一部負担金の支払いが自己負担限度額内になります。ただし、「標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると食事代が減額されます。

※市民税課税世帯の70歳以上の人は、高齢受給者証の提示で、高額な療養を受けるときの一部負担金の支払いが自己負担限度額内になるため、限度額適用認定証は不要です。
※療養病床に入院しているも入院医療の必要性の高い状態が継続する場合は、一般病床に入院する場合と同じ負担になります。いずれの区分になるかは入院する医療機関に問合せを

平成24年度水質検査結果

安全・安心な水を届けます



最大187項目
厳しくチェック

水道局は、水道法により策定が義務付けられた水質検査計画に基づき水質検査を行い、水道水の安全性を確保しています。
平成24年度の水質検査結果をお知らせします。
問合せは水質試験所(0798・74・6623)へ。

水道局は、水源の種別・状況、浄水処理方法などを考慮し、定期的に行う水質検査の採水地点・項目・頻度などを水質検査計画に定め、これに基づき水質検査を行っています。
検査は、各浄水場等の井戸や貯水池などの水源から蛇口までの各段階で、水道法に基づく水質基準50項目に加え、
最大187項目を厳しくチェック
このうち、蛇口における水質基準50項目の検査は、各浄水場や阪神水道企業団・兵庫県営水道からの受水など配水系統ごとに設定した市内13地点で実施しました。
詳しい検査結果については、水道局ホームページ(右側)の「水質検査結果」をご覧ください。今後も水源から家庭の蛇口まで、厳しい水質管理を行います。

水道局電話受付センター

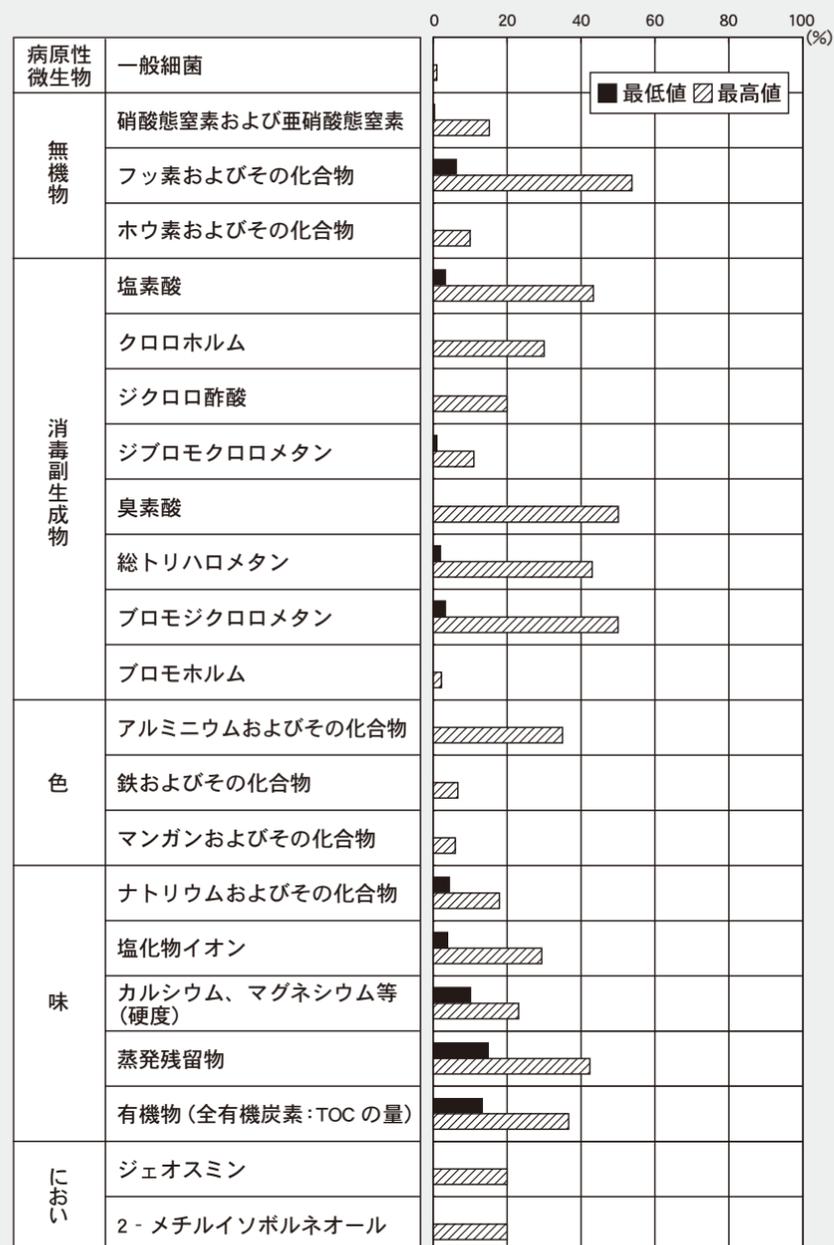
水道の使用開始・中止の申込、漏水修繕などの問合せ
0798・32・2201
0797・61・1703
078・904・2481
【受付時間】午前8時45分～午後8時(土・日曜、祝日は5時半まで)

水道局ホームページ

http://suidou.nishi.or.jp/

水道局ホームページでは、市民の皆さんからのよくある質問や水道に関するさまざまな情報を掲載しています。ぜひご利用ください。

【検出された項目の水質基準値に対する割合】



※水質基準値を100%とする